

「少年法等の一部を改正する法律案」に反対する決議

- 1 2005年3月に国会に提出された少年法「改正」法案は、同年8月8日の衆議院解散によって廃案となったものの、本年2月24日、同一内容の「改正」法案（以下「法案」という）が通常国会に再提出され、今臨時国会に継続審議となっている。

法案は以下に述べるとおり、少年に対する警察の調査権限を大幅に拡大させ、厳罰化と監視や威嚇によって少年の非行を封じ込めようという基本姿勢に貫かれている。これまで十分に成果を上げてきた現行法の教育的・福祉的・医療援助的手法を根本的に転換させてしまう危険な内容のものである。

- 2 法案は、刑罰法規に触れる行為をした14歳未満の少年（触法少年）にも、警察官による調査を導入しようとしている。しかし、成人ですら、警察官の強引な取調べによって、うその自白をしてしまい、冤罪で苦しむケースも少なくない。防御能力・表現能力の乏しい少年が密室での厳しい調査でうその自白をしてしまう危険性は極めて大きい。

のみならず、法案は「ぐ犯」（犯罪を犯すおそれ）の疑いのある少年まで警察の調査の対象にしようとしている。「犯罪を犯すおそれの疑い」ということでは、その対象は無限に広がり、警察の見方ひとつで、どんな子どもにでも調査が及ぶことになってしまう。現在でも、深夜徘徊、飲酒、喫煙などの不良行為で2004年に警察が補導した10歳から19歳までの人数の割合は、同年齢の全人口の9分の1に及んでおり、広範な子どもが監視の対象になっている。さらに、いわゆる「怠学」や学校内での喧嘩などまでもが警察調査の対象にされるとすれば、事実上、すべての子ども、保護者、学校が警察の監視のもとにおかれるようになってしまう。

- 3 法案は、14歳未満の少年をも少年院に送れるようにしている。年齢には下限がなく、小学生や幼稚園児も少年院に収容できるようになる。しかし、重大犯罪をおこす子どもは、成育過程に虐待やいじめなどのハンデキャップを抱えていることが多い。そうした14歳未満の子どもたちの再非行防止のためには、家庭的な人間関係の中での「育て直し」が必要なのであって、より非行性の進んだ年長の少年と一緒に収用する少年院では、幼い子どもの教育は期待できない。

さらに法案は、保護観察中に遵守事項を守らない少年も少年院に収容するとしている。ささいな違反を理由に、本来、少年院に入るまでもないとされた少年を少年院送致の対象とするものであって、社会生活の中で更正を図る大切なチャンスを奪うものである。

少年の更生には、厳罰よりも、親の子育て支援を含む教育的・福祉的対応こそが必要であるのに、法案の姿勢はこれに全く逆行している。

- 4 そもそも、法案が前提としている「触法少年・ぐ犯少年が増加している」という事実の存在そのものが疑わしい。少なくとも、統計上はそのような資料は存在しない。

少年の犯罪を、センセーショナルに、かつ、興味本位に取り上げ、同種事件を誘発させるようなマスコミの姿勢や大人社会の在り方も批判されるべきである。

- 5 このように法案は、少年の更生を阻み、家族を含む国民に警察権力の介入をまねくものであって、そのねらいは、安全・安心を強調して警察国家づくりを進めることにあるといわざるをえない。自由法曹団は、このような少年法「改正」に断固として反対する。

2006年10月23日

自由法曹団2006年総会